

事前照会に対する文書回答

Q : 国税では、税務に関する事前照会に対して文書回答をしてくれるとか。どのような照会が対象になるのですか？

A : 次のようなものが対象になります。

【解説】

国税局では、納税者から申告期限等の前に具体的な取引等に係る税務上の取扱いに関して、事前照会があった場合には、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者のためにその照会及び回答の内容を公表する文書回答手続を行っています。

この手続きの対象となる事前照会の範囲は、事前照会者が自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものについての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会で、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもので、次の①及び②に該当するものです。

- ①取引等に係る国税の申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること
- ②次のことに同意できること
 - ・ 審査に必要な資料の提出すること
 - ・ 照会内容及び回答内容を公表すること
 - ・ 照会内容等の公表等に伴って発生した不利益や問題については、事前照会者の責任において解決すること

